

杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金交付要綱

令和8年3月9日

杉戸町告示第40号

(目的)

第1条 この告示は、行政区等が活動の拠点として管理し、及び利用する集会所等に省エネルギー効果の高い設備を導入するために必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰への支援及び脱炭素化を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 行政区等 杉戸町行政区設置規則（平成30年杉戸町規則第4号）に基づき設置された行政区及び一定の区域に住所を有する者の地縁に基づき自主的に組織された自治会、町内会等の団体をいう。
- (2) 集会所等 1つ又は複数の行政区等が、集会等の活動の拠点として管理し、及び利用する集会所や自治会館等の施設をいう。
- (3) 補助種別 この告示に基づき実施する次に掲げる整備をいう。
 - ア LED照明器具の導入
 - イ 省エネエアコンの導入
 - ウ 省エネ冷蔵庫の導入
- (4) 省エネ設備 前号に規定する補助種別に掲げる省エネルギー効果の高い設備をいう。
- (5) 導入 省エネ設備を新たに設置し、又は既存の設備を省エネ設備に更新することをいう。
- (6) 町内事業者 本店又は主たる事務所の所在地が、町内である法人若しくは個人事業者又は町内に支社、支店等の従たる営業所を有する法人をいう。
- (7) 中古品 一度使用された物品若しくは使用されない物品で使用のために取引

されたもの又はこれらの物品に幾分の手入れをしたものをいう。

(8) リース取引 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引をいう。

(9) トップランナー基準 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づき定められた基準をいう。

（補助対象施設の要件）

第3条 補助対象施設の要件は、原則として次の各号のいずれにも該当する集会所等とする。

(1) 行政区等により管理され、及び利用され、地域住民の福祉の向上及び連帯の増進に寄与する施設であること。

(2) 会議及び集会に必要な設備を備えていること。

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、行政区等が第1条の目的を達成するために行う別表に掲げる事業であって、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、第2号の規定にかかわらず、町内事業者から省エネ設備の購入又は設置工事の施工を受けることが困難であると町長が認める場合は、この限りでない。

(1) 行政区等が活動の拠点として管理し、及び利用する集会所等に省エネ設備を導入し、専ら当該施設において活用すること。

(2) 省エネ設備の購入及び設置工事は、町内事業者により行うこと。

(3) 町長が定める日までに第10条に定める実績報告が完了する事業であること。

(4) 集会所等への省エネ設備の導入に対し、総会の議決等による行政区等の意思決定があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

(1) 同一年度内において、既にこの補助金の交付を受けた行政区等による事業

(2) 同一年度内において、既にこの補助金の交付を受けた集会所等へ省エネ設備を導入する事業

(2) 第8条第2項による交付決定通知前に契約又は購入が行われた事業

(3) 販売、貸付け等による利益を目的とする事業

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に定める事業のうち、次の各号に定める経費とする。

- (1) 導入設備本体の購入費及び設置工事費
- (2) 導入設備本体と一体として使用される附属設備の購入費及び設置工事費
- (3) その他導入に必要な経費
- (4) 既存設備の処分等に係る経費
- (5) 前各号までの費用に係る消費税及び地方消費税相当額

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 各種保証料、保険料及び振込手数料
- (2) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費及び補修費
- (3) サービス、ソフトウェア等の加盟料、登録料及び使用料
- (4) 中古品又はリース取引に基づき取得する費用
- (5) 同一の設備に対し、国、他の地方公共団体又は当町の補助金等の交付決定若しくは支払を既に受けたもの又は受けようとするもの
- (6) 補助対象経費以外の経費と混同して積算されており、補助対象経費との区別ができないもの

3 行政区等以外の団体等と共同で使用する施設に対し、補助対象事業を行う場合は、この補助金を申請する行政区等が使用する部分のみを対象とする。この場合において、導入した設備の効果が行政区等以外の団体等が使用する部分に及ぶ場合は、使用する床面積の割合や電力消費量の割合等に応じて費用を按分し、補助対象経費を算出するものとする。

(補助率及び補助限度額等)

第6条 補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。

2 補助金額は当該年度の予算の範囲内において交付するものとし、予算額を超える申請があったときは、各申請者の事業の緊急性、補助対象施設の利用状況その他の事情を勘案して、補助金を交付する者及びその額を決定するものとする。

3 補助金額の算出は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて算出し、同表に定める補助限度額を上限とする。この場合において、補助金額に千円未満の端数が

生じた場合は、これを切り捨てる。

4 複数の補助種別に係る補助金の交付を受けようとする場合は、前項において算出した額の合算額を補助額とする。

5 同一建物に複数の行政区等が共同で同一の設備を導入する場合は、補助種別ごとの補助総額の上限は、別表に定める補助限度額とする。この場合において、行政区等ごとの補助額は、設備導入費等の負担割合に応じて行政区等ごとに負担する経費に別表に定める補助率を乗じた額を上限として補助する。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする行政区等は、杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、町長が定める日までに町長に提出しなければならない。

(1) 導入設備について別表の「対象となる事業及び設備の条件」を確認できる資料(製品カタログ、仕様書の写し等)

(2) 見積書及び見積内訳書の写し

(3) 行政区等ごとの負担割合が分かる書類(複数の行政区等が共同で同一設備を導入する場合に限る。)

(4) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第8条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定する。

2 町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないと決定した者に対しては杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知する。

(変更承認申請等)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、補助金交付決定を受けた後、当該補助事業の内容を変更する場合又は中止若しくは廃止しようとするときは、杉戸町集会所等省エネ推進事業変更承認申請書(様式第4号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、

交付決定金額の変更を伴わない軽微な変更の場合は、除く。

2 町長は、前項の規定による変更承認申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、杉戸町集会所等省エネ推進事業変更承認通知書（様式第5号）により通知する。

3 補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後、町長が定める日までに杉戸町集会所等省エネ推進事業実績報告書（様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

(1) 設備導入に係る領収書等の写し

(2) 導入製品の内訳及び費用内訳が分かる資料（請求書、請求内訳書、契約書の写し等）

(3) 設備導入後の完成写真

(4) その他町長が必要と認める資料

（交付額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告書及びその添付書類により審査し、並びに必要に応じて現地確認を行い、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金交付額確定通知書（様式第7号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の交付）

第12条 補助対象者は、前条の規定による補助金交付額確定通知書の交付を受けたときは、速やかに杉戸町集会所等省エネ推進事業補助金交付請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、その内容を確認し、補助金を交付する。

（概算払による請求）

第13条 補助対象者は、事業完了前に補助金の交付を受けなければ事業を実施できない場合、かつ、町長が特に必要と認めるときは、事業完了前に概算払により補助

金の交付を受けることができる。

2 前項の概算払により補助金の交付を受けようとする者は、杉戸町集会所等省エネ推進事業概算払請求書（様式第9号）を町長に提出するものとする。

3 町長は、前項の請求があったときは、交付決定をした額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第14条 補助対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、取得の日から6年間は、町長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第15条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) 前条の規定に違反して、町長の承認を受けずに財産を処分したとき。

2 第13条の規定により概算払いによる交付を受けた補助対象者は、第11条の規定により交付額が確定した場合において、既に交付を受けた補助金の額がその額を超えているときは、町長に対し速やかにその超過額を返還しなければならない。

（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 補助金の交付申請その他の準備行為は、この告示の施行の日前においても行うことができる。

別表（第4条、第6条及び第7条関係）

補助種別	対象となる事業及び設備の条件	補助率	補助限度額
<p>LED照明器具の導入</p>	<p>ア LED照明器具 次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所等へのLED照明器具の導入（建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法施行令（昭和36年政令第37号）その他関係法令により設置が定められている非常用の照明装置（非常灯）、誘導灯は対象外） ・照明器具の取り付け方が、つり下げ形、直付け形、埋め込み形又は壁付け形のものであること（スタンドライト、充電式のライト等持ち運び可能な器具は対象外）。 ・エネルギー消費機器の小売事業者表示制度における省エネ性能の多段階評価点が4.0以上（ただし、正当な理由により、当該基準に適合するLED照明器具が調達困難である場合、トップランナー基準を達成するものを補助対象とする） <p>イ 電球形LEDランプ 次の全ての要件を満たすものとする。</p>	<p>補助対象経費の 3分の2</p>	<p>50万円</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の照明器具において、適合する電球形LEDランプへの交換 ・トップランナー基準を達成するもの 		
省エネエアコンの導入	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所等へのエアコンの導入 ・家庭用エアコン：エネルギー消費機器の小売事業者表示制度における省エネ性能の多段階評価点が2.0以上 ・業務用エアコン：トップランナー基準を達成するもの 	補助対象経費の3分の2	100万円
省エネ冷蔵庫の導入	<p>次の全ての要件を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集会所等への冷蔵庫の導入 ・エネルギー消費機器の小売事業者表示制度における省エネ性能の多段階評価点が3.0以上 	補助対象経費の3分の2	20万円